

発注公告

条件付一般競争入札の実施について
 条件付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月10日

桑名市長 伊藤 徳宇

件名	職員用パソコン更新・リース・保守業務
履行場所	桑名市及び桑名市の指定する場所
履行期間	構築期間：契約締結日～令和5年2月28日 賃貸借期間：令和5年3月1日～令和10年2月29日（60ヵ月）
概要	Windows 8.1のサポート終了に伴い、桑名市ネットワークに接続されている情報系端末をWindows 10のクライアント端末に更新し、情報セキュリティの維持・向上を図ることとする。 今回導入を予定している機種は、今後5年以上桑名市の様々な情報システムを使用する業務端末として、十分に対応していくことのできる性能を想定した仕様である。また、桑名市の各部局で更新する端末について、一括して事業者選定及び販売価格の決定を行うことにより、経費節減、事務手続の簡素化、技術面の補完を目的とする。
予定価格	事後公表
最低制限価格	不採用
議会の議決	不要
入札参加資格要件	基本となる要件 入札に参加する資格を有するものは、第三者賃貸方式により第三者をして物件を賃貸しようとする者とし、入札参加申請書等提出時において、次に掲げる条件を満たす者であること。なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。 契約は契約区分ごとに締結することとし、契約区分「デジタル推進課」は「第三者賃貸契約方式」による賃貸借契約を締結し、「上下水道部」は売買契約を締結することとする。 ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し資格等が確認され、一般競争入札参加 資格確認通知書が発行された者 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 ウ 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者 エ 申請書の提出期限の日から入札時までの期間において、桑名市から指名停止を受けていない者 オ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者 カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、公告の日までに桑名市一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者 キ その他関係法令、規則等に違反していない者 ク 本件調達物件の仕様等を満たす物件を納入することができる者であること。 ケ 過去5年の間に、国（独立行政法人）又は地方公共団体に本件と同程度以上のパソコン導入及び保守等に係る契約を履行した実績があること。 コ 本件調達物件を、第三者をして賃貸できる能力を有することを証明した者であること。 サ 第三者は、入札参加申請書等提出時において、上記クケコを除いた条件を満たす者であり、他の入札参加申請者でないこと。なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。
	地域要件

入札参加資格確認申請書の受付	【期間】 本公告日から令和4年6月17日 午後5時まで 【提出書類】 ・入札参加資格確認申請書 ・履行実績申告書 ・第三者賃貸方式における貸付能力証明書
参加資格の決定	入札参加資格の確認は申請書等の提出後随時に行うものとし、入札参加資格の確認の結果、入札参加資格が無いと判断した場合は、令和4年6月22日までに通知します。
仕様書の閲覧期間	本公告の日から入札日前日まで
仕様書の閲覧場所	桑名市ホームページ上にて掲載、デジタル推進課にて公開。
質疑受付期間	本公告の日から令和4年6月17日 午後5時まで 質問書は別紙様式によりメールにより提出すること。 (メール送信後に確認のため必ず電話連絡すること。電話連絡先：0594-24-1338) E-mail suisinr@city.kuwana.lg.jp
質疑回答日	令和4年6月22日 参加資格のある方に通知します
入札方法等	【入札方法】 立会い入札 【添付書類】 内訳書を添付すること
開札日時	令和4年6月24日 午後3時30分
開札場所	桑名市役所本庁舎4階第1会議室(入札室)
入札保証金	免除
契約保証金	免除
その他	<p>【入札の無効】</p> <p>桑名市契約規則第15条に該当する入札ほか、次に掲げる①から⑧の事項の一到該当する場合は、入札を無効とする。</p> <p>①入札者が定刻までに入室できない場合 ②委任状を持参しない代理人のした入札 ③指定の様式を使用しない入札 ④記名・押印もれの入札 ⑤金額を訂正した入札 ⑥誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ⑦その他、公告により事前に指定した条件を完備しない場合 ⑧入札を妨害する言動があった場合</p> <p>【その他】</p> <p>・契約区分「デジタル推進課」は、桑名市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年桑名市条例第47号)第2条の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することが出来るものとする。</p> <p>・契約区分「デジタル推進課」は、「第三者賃貸契約方式」で契約し、賃貸借契約に基づきリース事業者へ支払うものとする。構築費用は機器費・構築費・ソフトウェア費・展開費・機器保守費等含む。対象物件については、動産総合保険を付保し、その費用については賃借料に含むこと。保証期間は賃貸借期間とすること。上記保険を付する証明として保険会社押印発行の付保証明書を提出するものとする。</p> <p>賃賃料は賃貸借期間の開始月からとし、総額を六十カ月で均等に分割した額を貸付者へ支払う。貸付者は、毎月末終了日以後の適法な請求書をもって賃借料を請求するものとする。</p> <p>・契約区分「上下水道部」は、売買契約を締結し、納品時に売買代金を請求するものとする。構築費用は機器費・構築費・ソフトウェア費・展開費・機器保守費等含む。対象物件については、動産総合保険を付保し、その費用については構築費に含むこと。保証期間は令和5年3月1日～令和10年2月29日とすること。上記保険を付する証明として保険会社押印発行の付保証明書を提出するものとする。</p> <p>・契約区分ごとの各金額が、契約区分ごとの予定価格の範囲内であり、かつ、合計金額が最低価格である事業者を落札者とする。</p>
提出書類	<p>■入札参加資格確認申請書</p> <p>■履行実績申告書</p> <p>■第三者賃貸方式における貸付能力証明書</p>